

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

番号の記載された年金生活者支援給付金の支給にかかる請求書・届書及びその添付書類は紛失、関係者以外への漏えいがないように鍵のかかるキャビネットに保管する。また、日本年金機構への進達書類の送付の際は、紛失・誤送付を避けるため送付先の確認を行ったうえで、特定記録で郵送する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金生活者支援給付金請求書、未支払年金生活者支援給付金請求等を受付・内容点検等を行い日本年金機構へ送付する事務 4月1日現在における受給資格者の氏名、住所及び基礎年金番号等が、日本年金機構から国保中央会・国保連合会を經由し5月に市へ通知され、市は、当該通知のあった4月1日時点における受給資格者及びその世帯員に関する所得情報を、国保中央会・国保連合会を經由し提供する。 <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、国民年金法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金請求書及び補足的老齢年金生活者支援給付金請求書の受付・内容点検 第1号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金請求書の受付・内容点検 第1号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金請求書の受付・内容点検 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間等に初診日がある傷病に係る障害基礎年金に係る障害年金生活者支援給付金の未支払年金生活者支援給付金請求の受付・内容点検 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金を受給している者に係る遺族年金生活者支援給付金の未支払年金生活者支援給付金請求の受付・内容点検
③システムの名称	Acrocity行政基本 Acrocity国民年金
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金請求等受付簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】</p> <p>番号法第9条第1項 別表第1の95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2</p> <p>【各手続の根拠】</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第2条、第15条、第17条、第30条、第32条、第45条、第47条、第61条、第64条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1861

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	「関係者以外に漏れないように」	「関係者への漏えいがないように」	事後	
令和2年3月31日	I-3.法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の95の項	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2	事後	
令和2年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	取扱者数【39】人 【平成31年4月1日時点】 国分 職員4+臨時2=6人 隼人 職員4+臨時2=6人 5支所 24人 福山SC 職員2+臨時1=3人 特定個人情報取扱表
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和3年1月1日	事後	事務対象人数【36,069】人 【令和2年3月31日時点】 受給者 老齢給付 32,963 障害給付 2,846 遺族給付 260 日本年金機構統計資料
令和3年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和3年1月1日	事後	取扱者数【41】人 【令和3年1月1日時点】 国分 職員4+臨時2=6人 隼人 職員5+臨時2=7人 5支所 職員24+臨時1=25人 福山SC 職員2+臨時1=3人 特定個人情報取扱表
令和4年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年3月31日	事後	事務対象人数【36,069】人 【令和3年3月31日時点】 受給者 老齢給付 33,442人 障害給付 2,848人 遺族給付 278人 日本年金機構統計資料
令和4年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	取扱者数【42】人 【令和4年1月1日時点】 国分 職員4+臨時2=6人 隼人 職員5+臨時2=7人 5支所 職員24+臨時2=26人 福山SC 職員2+臨時1=3人 特定個人情報取扱表
令和4年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年3月31日	事後	事務対象人数【36,069】人 【令和4年3月31日時点】 受給者 老齢給付 33,843人 障害給付 2,864人 遺族給付 267人 日本年金機構統計資料
令和4年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	取扱者数【42】人 【令和4年1月1日時点】 国分 職員4+臨時2=6人 隼人 職員5+臨時2=7人 5支所 職員23+臨時2=25人 福山SC 職員2+臨時1=3人 特定個人情報取扱表
令和5年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	R4年度霧島市申請件数 113件 ※(参考)年金生活支援給付 金受給権者数 9,667人 R5.1.12日本年金機構加治木 年金事務所に確認(R4.3.31現 在)
令和5年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	取扱者数【41】人 【令和4年1月1日時点】 国分 職員4+臨時2=6人 隼人 職員5+臨時2=7人 5支所 職員23+臨時2=25人 福山SC 職員2+臨時1=3人 特定個人情報取扱表

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	R5年度霧島市申請件数 162件 ※(参考)年金生活支援給付 金受給権者数 9,589人 R5.9.27日本年金機構加治木 年金事務所に確認(R4.3.31現 在)
令和6年3月1日	Ⅱ-2.いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	取扱者数【44】人 【令和6年1月1日時点】 国分 職員4+臨時2=5人 隼人 職員5+臨時2=7人 5支所 職員22+再任用4人+ 臨時3=29人 福山SC 職員1+再任用1+臨 時1=3人 特定個人情報取扱表